

I 宮崎県教育基本方針

本県の教育は、あらゆる教育の場を通じ、教育基本法にうたわれている人間尊重の精神を基調として、

「 **たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性** 」

をそなえ、郷土に対する誇りと柔軟な国際感覚にあふれ、新たな時代を切り拓いていく気概を持ち、心身ともに調和のとれた人間の育成をめざします。

II 宮崎県人権教育基本方針

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と世界人権宣言はうたっています。すべての人はいかなる事由による差別も受けることなく、生命、自由及び身体の安全を確保し、それぞれの幸福を追求する権利を有しています。

本県においては、これまで宮崎県同和教育基本方針等に基づいて、真に差別をなくしていく意志と実践力とをもった人間の育成を目指し、日本国憲法に保障されている基本的人権にかかわる課題の解決に努めてきました。

しかし、今なお、同和教育問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに関する様々な人権問題が存在しています。さらに、国際化、情報化、少子高齢化などの社会の急激な変化に伴い、新たな人権問題も発生しています。

そのため、宮崎県教育委員会では、これまでの取組の成果や課題、「宮崎県人権教育・啓発推進方針」の趣旨などを踏まえ、次のように人権教育を推進し、県民一人一人が人権について正しい理解を深め、人権を相互に尊重し合い、共に生きる社会の実現を目指します。

- 1 学校教育においては、幼児児童生徒の発達段階及び学校や地域の実情を踏まえ、幼稚園（保育所）、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等が相互に連携を図り、全教育活動をとおして人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度を育成し、実践力を養うことに努めます。
- 2 社会教育においては、各種学級・講座等の機会において、基本的人権の尊重を基調とする学習を充実し、人権が一人一人の身近な問題であるとの認識を深め、日常生活において人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚の高揚に努めます。
- 3 家庭教育に関しては、保護者に対する学習機会等を提供し、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、社会的ルールへの尊重、善悪の判断など子どもの健全な人間形成の基礎を育むことができるような支援を行うとともに、大人も子どもも共に人権感覚が身に付くように努めます。
- 4 人権教育を積極的に推進するため、人権及び同和教育問題をはじめとする様々な人権問題に関する深い認識に基づいた、真に差別などのあらゆる人権侵害をなくしていく意志と実践力とをもった指導者の養成や研修の充実に努めます。

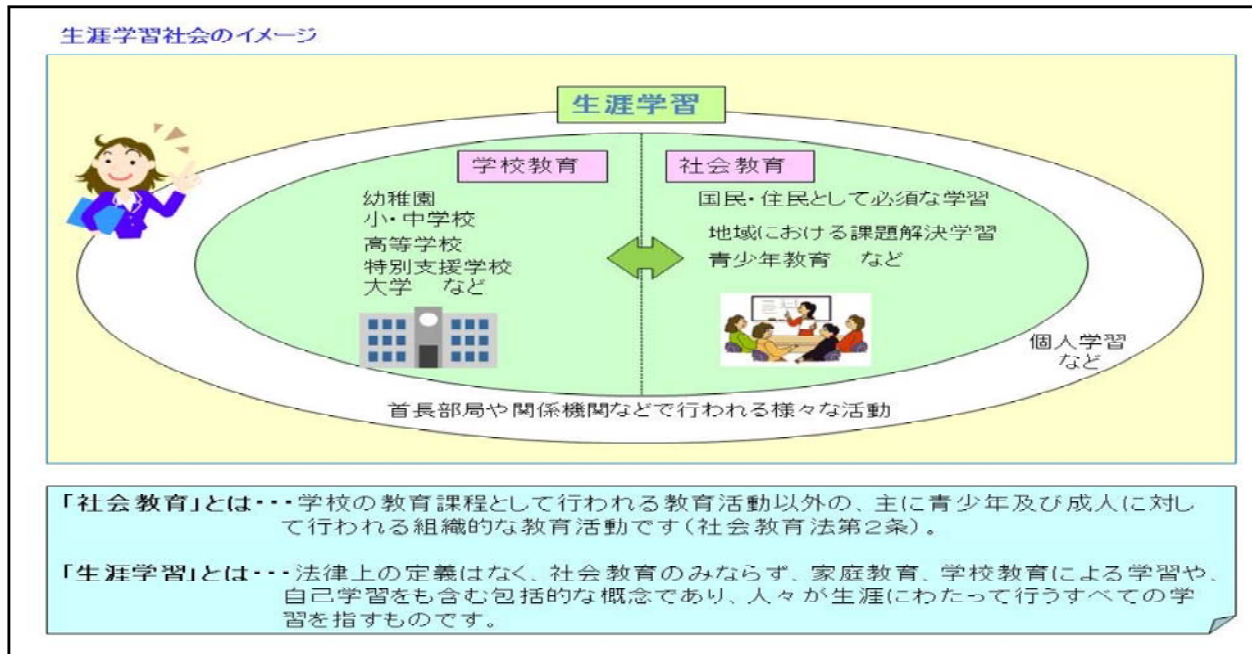
本方針の実施に当たっては、教育の中立性を確保するとともに、市町村教育委員会及び関係諸機関との連携を図りながら、広く県民の理解と協力を得て推進します。

III 生涯学習関連施策の体系



IV 生涯学習課における主要施策の概要

- 宮崎県教育基本方針に則り、生涯学習社会づくりを推進するとともに社会教育行政の円滑な運営を図る。
- 県民一人一人が生涯学習・社会教育の学びや学習の成果を生かし、「郷土の宝『宮崎人』づくり」に参画できる環境をつくるために、生涯学習・社会教育関係者によるネットワークづくりと学校・家庭・地域の教育を支援するためのシステムを構築する。



1 生涯学習の推進

(1) 生涯学習推進体制の整備

- 少子高齢化や高度情報化の進展に伴い、社会情勢が著しく変化する中で、家庭・地域の教育力の低下などの新たな課題が生じており、「人間力」の回復あるいは向上といった視点から生涯学習の推進に取り組む必要がある。そのための推進組織等の機能の充実に努める。
- 社会教育主事等専門職員の資質向上を図るとともに生涯学習に関わるボランティアやコーディネーター等の地域における人材の育成を図る。

① 施策の方向

- 生涯学習推進方策について、各分野からの多面的な意見聴取
- 市町村との役割分担の明確化と積極的な連携
- 生涯学習関連施策についての全庁的な連携
- 生涯学習を推進するための知識・技能を習得するための研修の充実

② 具体的な事業等

- 市町村との連携推進を図るための会議
 - ・ 本県における生涯学習・社会教育の現状と今後の国の動向について共通理解を図ることにより、県と市町村が連携・協力を深め、生涯学習・社会教育行政の総合的な推進を図る。(生涯学習・社会教育行政関係課長等会議、市町村との情報交換会、教育事務所家庭・地域教育担当者会)
- 生涯学習推進のための会議
 - ・ 県教育委員会又は県知事の諮問に応じ、「宮崎県生涯学習審議会」を開催し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。

(3) 情報通信技術を活用した生涯学習の推進

- 多様化する県民の学習ニーズに応え、県民が必要とする生涯学習に関する情報を幅広くかつ迅速に提供できる生涯学習情報提供システムを活用し、県民の生涯学習活動を支援するとともに、学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくりの推進に寄与する。

① 施策の方向

- 県の施策等の積極的な情報発信
- 新生涯学習総合情報提供システムの運用及び活用の促進
- 効率的な学習情報の提供のために、関係団体等との連携・協力

② 具体的な事業等

- 新生涯学習総合情報提供システム「みやざき学び応援ネット」による情報提供
 - ・ 県民の自発的な生涯学習を支援するとともに、家庭教育や青少年教育等の体験活動の充実を支援するため、インターネットによる「学び応援ネット」を運用し、県・市町村及び生涯学習関係機関と連携しつつ、各種情報の整備と充実に努め、県内の生涯学習情報を提供する。
- 生涯学習相談
 - ・ 電話、電子メール等により、県民や市町村等からの様々な学習相談に応じ、生涯学習の機会や指導者等、学習情報の提供を行う。

みやざき学び応援ネット
新生涯学習総合情報提供システム

検索 サイトマップ お問い合わせ

人と人の輪
楽しく学び人生をエンジョイ!

文字の大きさ 標準 拡大

新着情報・お知らせ

- 2010年09月15日 【県民情報広場】若者による若者のための☆ジェンダー☆基礎講座(宮崎県男女共同参画センター)
- 2010年09月13日 【県民情報広場】シニアパワー宮崎づくり月間展～創ろう シニアパワーで 新しいみやざき～(県立図書館)
- 2010年09月06日 【トピックス】最近急増しているカラオケ著作権関連の問合せへの回答について(文化庁)

トピックス

- 2010年09月06日 最近急増しているカラオケ著作権関連の問合せへの回答について(文化庁)
- 2010年09月08日 「廃校施設等活用状況実態調査」の結果 及び ～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクトの概要について(文部科学省)
- 2010年09月08日 事業仕分け結果・国民から寄せられた意見と今後の取組方針について(文部科学省)

県民情報広場の新着情報

- 2010年09月15日 若者による若者のための☆ジェンダー☆基礎講座
- 2010年09月13日 シニアパワー宮崎づくり月間展～創ろう シニアパワーで 新しいみやざき～
- 2010年09月04日 企画展「島原茂之作品展」のご案内 ～高鍋町美術館～

分野別情報

- 生涯学習・社会教育**
 - 生涯学習振興ビジョン
 - 生涯学習審議会答申
 - 宮崎県の生涯学習・社会教育
 - 社会教育委員
 - 放課後子どもプラン推進事業
- 青少年教育**
 - 元気みやざき子どもチャレンジ
- 家庭教育**
 - 家庭教育手帳(情報編)
 - 「親子のきずな」応援事業
 - 訪問型家庭教育相談体制充実事業
 - 子ども生活リズム向上支援推進事業
- 読書活動**
 - 地域いきいき読書活動推進事業
- 公民館**
 - 公民館運営の手引
 - 県公民館大会
- 人権教育**
 - 人権教育指導資料(社会教育)
- 学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくり**
 - 学校支援地域本部事業
 - みやざき子ども教育週間

気になる情報をメールでお知らせ
キーワードを登録しておくだけで、関連する情報が登録されたときに、メールでお知らせします。

ページの先頭へ戻る

このHPについて 利用規約 個人情報の取扱い リンク・著作権・免責事項 サイトマップ お問い合わせ

みやざき学び応援ネット
新生涯学習総合情報提供システム 〒880-8502 宮崎市橋通東1丁目9番10号
Copyright © Miyazaki Prefecture. All rights reserved.

2 社会教育の充実

(1) 社会教育推進体制の充実

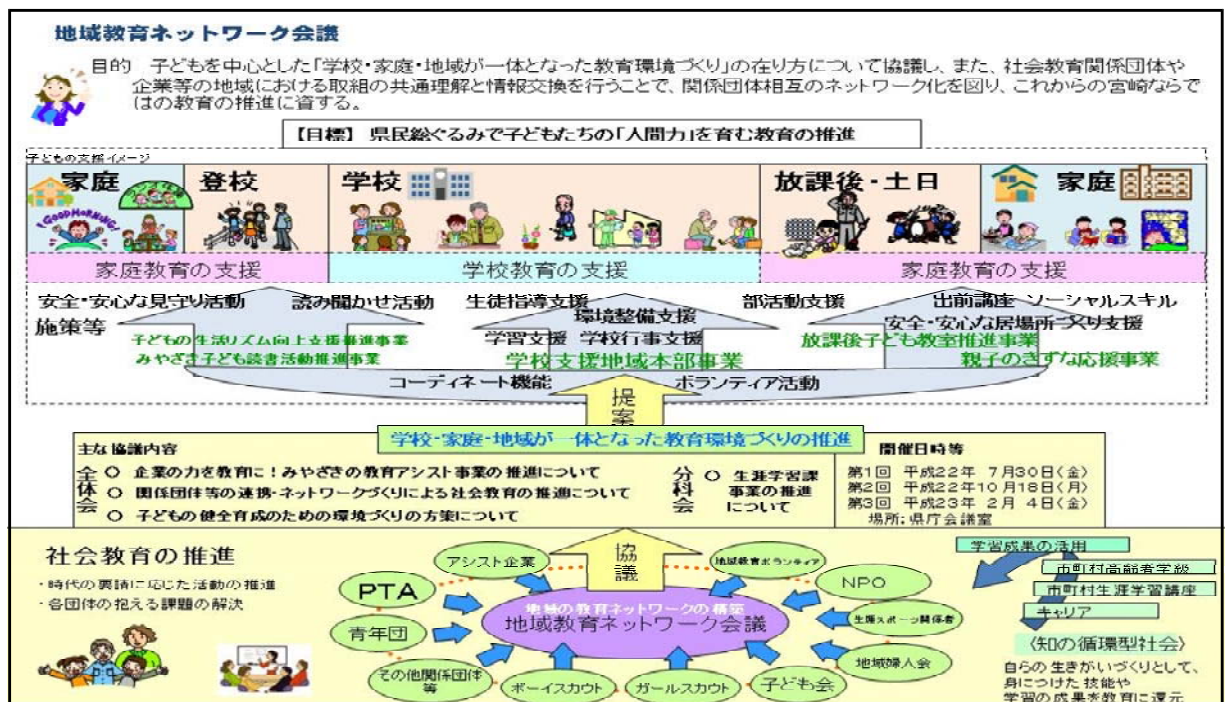
- 県民の社会活動への参加意欲を日常的な実践へと高め、地域の活性化につなげるために、市町村や社会教育関係団体等と連携し、学習機会の拡大や学習内容の充実に努める。
- 県民の学習や文化活動等が活発化している中、住民の身近な学習活動の拠点である公民館をはじめとする各種社会教育施設において、県民一人一人の学習ニーズに対応できるよう機能の充実に努める。

① 施策の方向

- 学習機会の拡大や学習内容の充実
- 学習情報の積極的な提供
- 社会教育関係団体等との連携強化
- 社会教育施設（県立図書館・県立美術館）の積極的な活用の促進
- 社会教育施設間のネットワーク化

② 具体的な事業等

- 社会教育関係団体等への支援
 - ・社会教育関連事業に社会教育関係団体等の参画を促すとともに、団体指導者の研修の充実や団体等とのネットワークの構築により、一層の連携・協働を推進する。
- 宮崎県社会教育委員会議の充実
 - ・本県社会教育の振興・充実に資するため、社会教育の現状や課題を把握・検討し、教育委員会への助言等に向けた具体的な取りまとめを行う。
- 宮崎県社会教育委員連絡協議会研修会への支援
 - ・社会教育委員の資質向上を目的とした研修の充実を図り、県及び市町村の社会教育行政に対して積極的に提言していくことで、行政と住民が協働で地域づくりを進めていくことができるよう支援する。
- 公民館大会・公民館経営セミナーへの支援
 - ・市町村の社会教育委員、自治・公立公民館関係者等の社会教育関係者が一堂に会し、各市町村における社会教育に関する課題等について相互に情報を交換するとともに、新しい時代に対応するため研修を行い、社会教育の充実・振興を図る。
- 社会教育施設との連携
 - ・住民の学習活動や個人と地域の自立支援の推進のために県立図書館、県立美術館とのさらなる連携充実に努める。



(2) 青少年教育活動の充実

- 「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識のもと、地域住民や行政の役割分担を明確にし、十分な連携を図りながら、地域で生き生きと活動する青少年を育成する。
- 異年齢集団における様々な体験活動や活力ある地域づくりのボランティア活動情報等を提供したり、各種青少年団体等への支援を促進することにより、地域の教育力の向上を図り、健全な青少年を育成する環境及び体制を構築する。

① 施策の方向

- 各種活動におけるリーダーやコーディネーターの養成と資質の向上
- 地域づくりのためのボランティア活動等への参加促進
- 各種青少年団体との連携強化
- 青少年自然の家をはじめとする社会教育施設や文化施設等の利用促進
- 地域ぐるみで学校を支援し子どもたちを育む活動の推進
- シニアパワーやコミュニティパワーの積極的活用
- 青少年を有害環境から守るための取組の推進

② 具体的な事業等

- 学校支援地域本部事業
 - ・中学校区単位に、地域全体で学校教育を支援するための連携体制（学校支援地域本部）を構築し、地域住民の積極的な学校支援活動を通じて地域の教育力向上を図る。

学校支援地域本部事業 (20年度～22年度)

1 学校支援地域本部とは？

- 地域につくられた学校の**応援団**です。
- 学校のニーズに応じて**地域のボランティア(学校支援ボランティア)**が**教育活動のお手伝い**をします。
- 県内では、20市町村で27の本部(拠点)を中心に展開しています。

2 学校支援地域本部のねらいは？

学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることです。

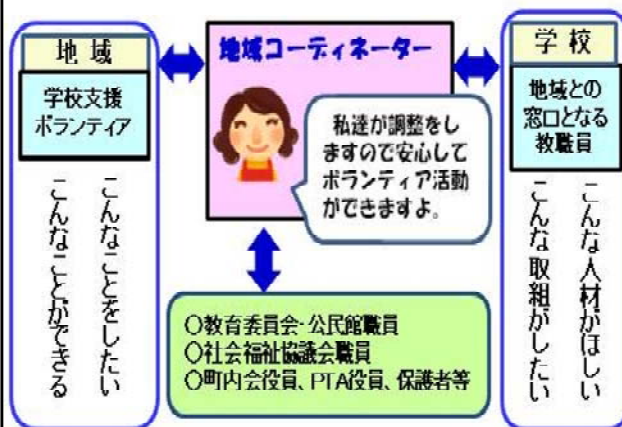
3 学校支援地域本部をおくことのメリットは？

◇学校側のメリット

- 子どもたちの教育活動が充実します。
- 教職員が子どもと向き合う時間が増えます。
- 地域に支えられ、応援される学校づくりを目指すことができます。

◇地域側のメリット

- 地域住民の生きがいと自己実現が図れます。
- 地域住民の社会参加活動の場が得られます。
- 地域社会の活性化につながります。



【学校支援ボランティアの活動事例】



【書写指導の様子(魂沖野小)】



【礼法指導の様子(休藤中)】

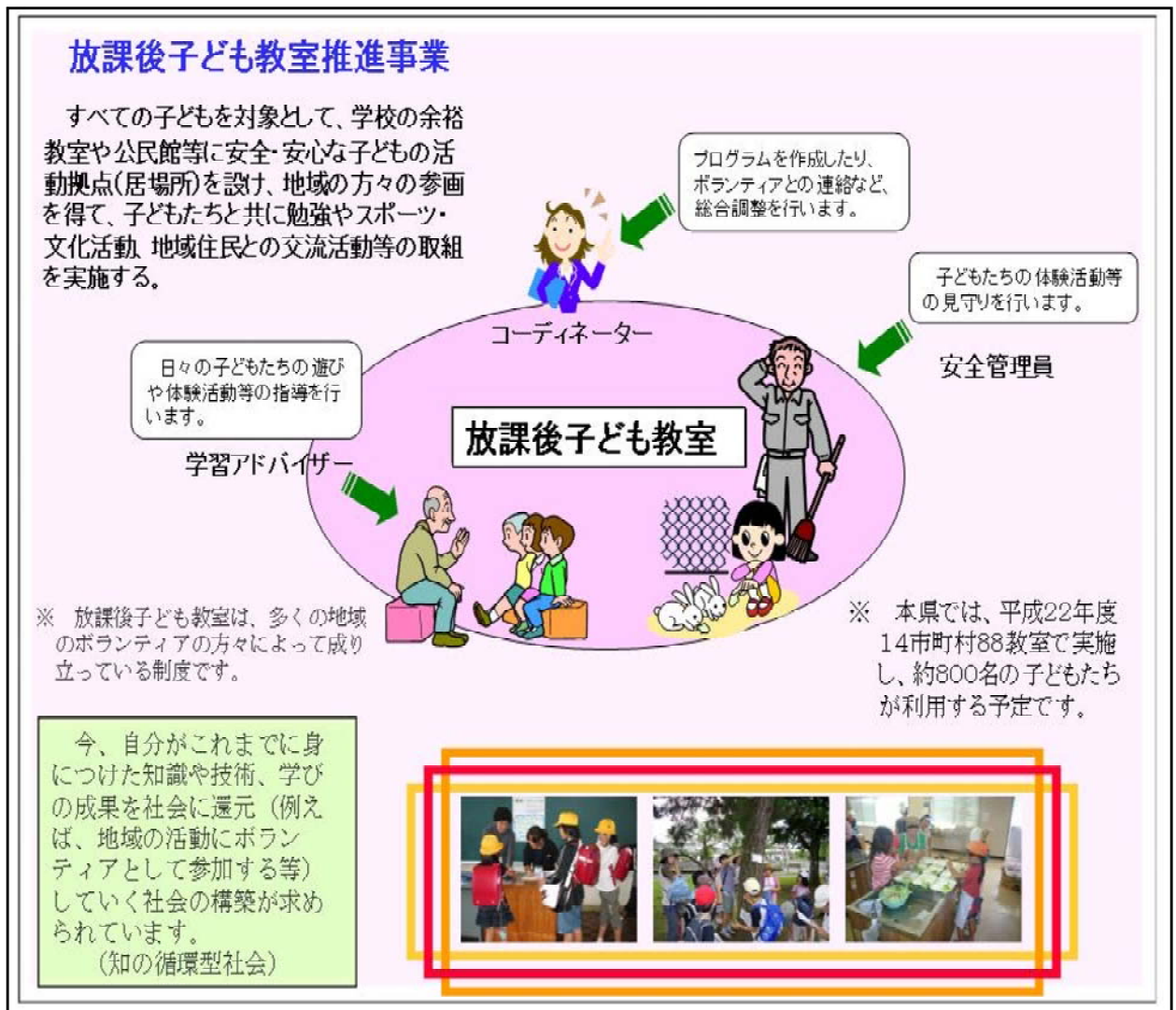


【読み聞かせの様子(休藤小)】

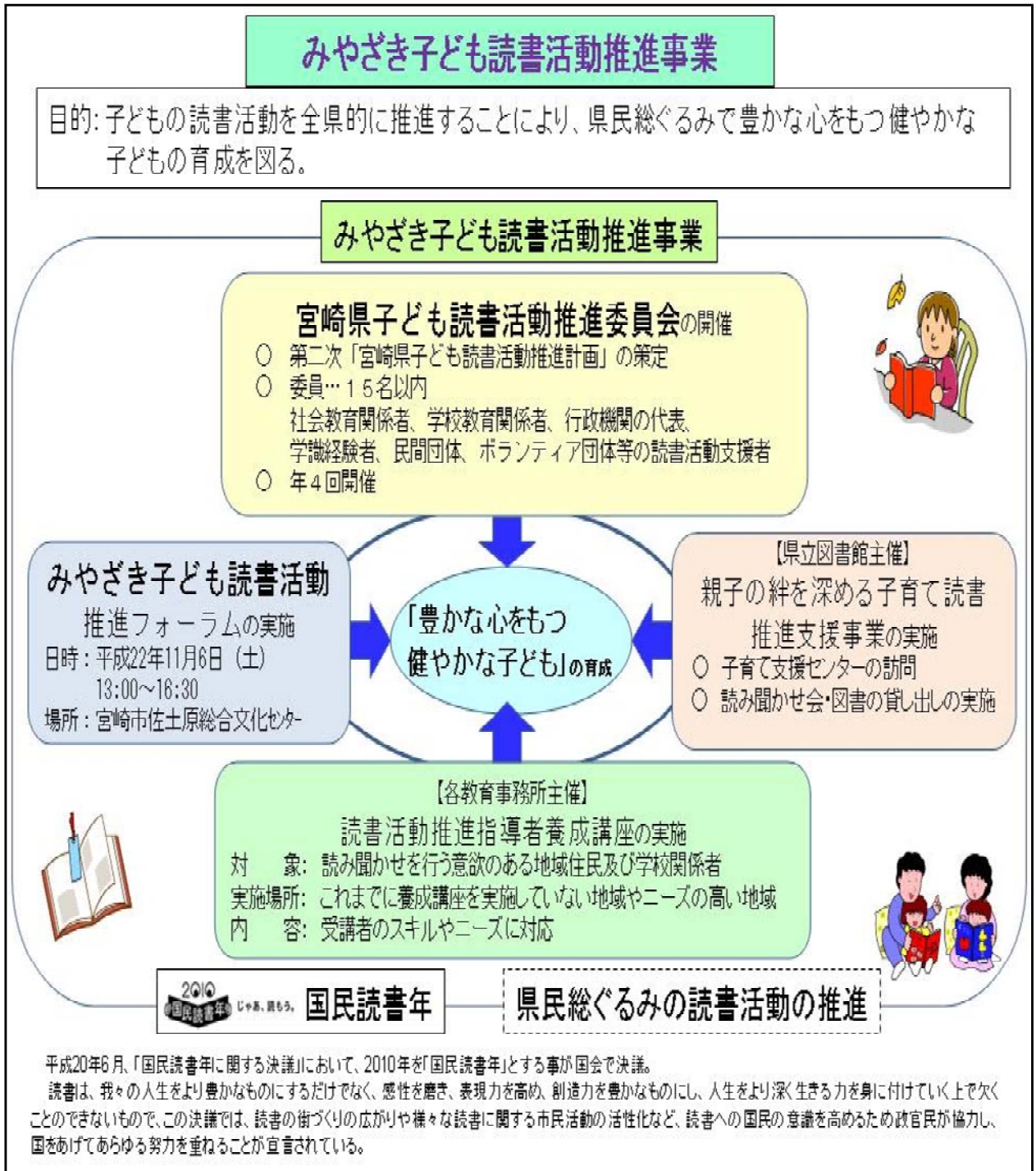
できることを
できるときに
できるところから!

○ 放課後子ども教室推進事業

- ・ 小学校の余裕教室等を活用して子どもたちの安心・安全な居場所を確保し、学習活動や様々な体験活動、文化活動等、地域の方々の参画を得て子どもたちに提供することで、豊かな心を育成するとともに、地域の教育力の向上を図る。



- みやざき子ども読書活動推進事業
 - ・全県的に子どもの読書活動を推進することで、学校、家庭、地域が一体となって県民総ぐるみで子どもたちの「人間力」を育む。
 - ア 宮崎県子ども読書活動推進委員会の開催
 - イ みやざき子ども読書活動推進フォーラムの開催
 - ウ 読書活動推進指導者養成講座の実施
 - エ 親子の絆を深める子育て読書推進支援事業の実施



(3) 人権教育・啓発の推進

- 社会教育における人権教育の推進や人権教育指導者の指導力向上を図るため、社会教育関係者を対象に、研究協議会や研修会を実施する。また、人権教育に関する研究大会への参加や市町村への訪問により、市町村に対する助言や情報提供を行う。

① 施策の方向

- 人権教育の推進、社会的課題に対するための学習機会の提供の推進
- 人権教育を推進するための学習機会の拡充
- 指導者研修の充実と指導者の養成
- 人権感覚の育成を図るための活動支援

② 具体的な事業等

- 人権教育行政担当者協議会及び指導者研修会
 - ・ 人権教育担当者及び指導者、社会教育関係団体の指導者が一堂に介し、社会教育における人権教育上の現状と課題を知るとともに、人権教育担当者及び指導者としての資質の向上を図る。
- 人権教育市町村訪問調査
 - ・ 市町村の人権教育推進状況を把握するとともに、事業の改善・充実について情報交換を行うために、市町村訪問・調査を実施する。
- 出前講座の実施
 - ・ 住民の要請により、人権教育に関する出前講座を実施する。

3 家庭教育の充実

(1) 家庭教育支援体制の充実

- 家庭教育の重要性の啓発、学習機会や情報の提供、相談体制の整備及び地域で活動する社会教育関係団体等との連携を推進し、家庭の教育力の向上支援を図る。

① 施策の方向

- 家庭教育に関する学習機会や情報の提供
- 相談体制の整備充実
- 学校・家庭・地域及び関係機関・団体等との連携協力体制の整備

② 具体的な事業等

- 「親子のきずな」応援事業
 - ・ 地域での学習機会の充実を図るとともに、家庭教育支援者の養成を行い、さらに、PTAと連携し親子のきずなについて考える機会を提供することにより、地域が一体となって家庭教育を支える環境づくりの推進を図る。

「親子のきずな」応援事業

親が自覚と自信をもって子育てに取り組むことができるよう、地域での学習機会の充実を図るとともに、家庭教育支援者の養成を行い、さらに、PTAと連携し親子のきずなについて考える機会を提供することにより、地域が一体となって家庭教育を支える環境づくりの推進を図る事業です。

様々な状況の子育て中の親

出前講座

子育て中の保護者のグループ等を対象に、家庭教育に関する講座の講師派遣要請を募り、出前講座を実施します。

家庭教育パンフレット

出前講座や養成講座等の周知を図るとともに、「親のふり返しシート」の活用等を啓発するためのパンフレットを作成し、配付します。

養成講座

家庭教育支援に関心のある地域住民を対象に、保護者を支援する際の基本的な心構えなどに関する講座を県内3か所で実施します。

提案型出前講座までの流れ

NPO等団体の皆様！
講師情報をお寄せください！！

保護者の皆様や保護者を集めて講座を開催しようとする皆様からの申込みをお待ちしております！

2010 国民読書年

- 子どもの生活リズム向上支援推進事業
 - ・ 子どもの生活リズム（規則正しい生活習慣）の向上を図るために、県PTA連合会と連携し、実践活動や研修会を行うことにより、家庭の教育力の向上を図る。



4 県民が文化に親しむ機会の充実

(1) 県立図書館

① 運営方針

宮崎県立図書館は、社会教育を担う中核施設としての使命を踏まえ、人づくりと地域づくりに役に立つ図書館をめざして、6つの目標を掲げる。そして、目標の具現化に向けて、市町村立図書館（室）や関係機関・団体等と連携を図り、県内図書館のフロントランナーとして、図書館の機能と資源を活用しながら積極的に事業を展開する。

【目標】	・ 県の情報拠点としての図書館	・ 県民や地域の課題解決を支援する図書館
	・ 図書館のための図書館	・ 地域の文化を大切にする図書館
	・ 豊かな暮らしに役立つ図書館	・ 進化する図書館

○ 多様な学習機会の提供と課題解決支援の強化

県民の自主的な学習を支援するため、県民のニーズに添った各種講座や相談会等を実施し、多様な学習機会を積極的に提供するとともに、図書館の持つ機能と資源を有効に活用し、宮崎の発展を支える情報拠点として、レファレンスサービスや情報発信事業等により県民や地域の課題解決を積極的に支援する。

○ 市町村立図書館（室）及び学校等との連携・支援の強化

市町村立図書館（室）や学校図書館、大学図書館との館種を超えたネットワークの充実を図り、互いに連携し、資料や情報の円滑な流通等に努め、その連絡調整役としての県立図書館の機能を強化する。また、県立図書館が健康情報サービス等の先進的サービスモデルを実践し、市町村立図書館（室）職員等との研修や運営助言等により、それらの県全域への波及を図る。

○ 郷土に関する情報収集・提供の強化

『宮崎の“昔と今”を学ぶ』をテーマとして、市町村立図書館等と役割分担をしながら、地域資料の計画的な収集・整理・保存に努める。また、関係機関と連携した地域情報の発信事業やリンク集作成、レファレンス回答データベース化、貴重書等のデジタル化を行うなど、地域の情報拠点としての役割を強化する。

○ 情報化の推進と広報の強化

時代や社会のニーズにあった図書館サービスを的確に展開していくために、新図書館情報システムを円滑に運用するなど、さらなる情報化の推進に努める。また、図書館の役割や業務等を県民や行政機関、学校、各種団体等に広く理解してもらうために、利用講座やホームページの充実を図るとともに、新聞、ラジオ、テレビ等のあらゆるメディア媒体を駆使した積極的な広報を展開する。

(2) 県立美術館

① 運営方針

優れた美術品を鑑賞する機会と創作・発表及び学習の場の提供など美術の振興を図り、心豊かな県民生活の創造に寄与するため、各種事業を積極的に推進し、県民に親しまれる開かれた美術館を目指す。

○ 展示事業

国内外の高水準の芸術作品を鑑賞する機会としての特別展の開催や調査・研究成果を基本に優れた収蔵作品を年間を通じて紹介するコレクション展、そして県美術展の開催等により県民に優れた作品の鑑賞機会や発表の場を計画的に提供し、本県美術の中核施設としての役割を果たしていく。

○ 教育普及事業

県民一般や子ども達の美術に対する興味・関心を高め、技術の向上や創作意欲を喚起するために講座やワークショップを実施したり、地理的条件等により美術館を訪れる機会の少ない人達のために移動ハイビジョン等を実施したりすることにより、本県美術水準の向上に努め、教育機関としての役割を果たしていく。

○ 資料整備事業

体系的、計画的な資料の収集を図る。

○ 管理・運営事業

財政が厳しい中、経費削減に努めるとともに、各事業の効率的な運営管理を進めながら、実行委員会方式による特別展の無休化、サポーターとの協働及びコレクション展の無料化等により、一層の県民サービスの向上を図る。

